

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 任命権者は、1日の勤務時間が<u>6時間</u>を超える場合に<u>おいては、</u>少なくとも<u>1時間</u>の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、任命権者の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p> <p>3 <u>第1項</u>の休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要がある場合において、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> | <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、<u>6時間</u>を超える場合に<u>おいては</u>少なくとも<u>45分、8時間</u>を超える場合に<u>おいては</u>少なくとも<u>1時間</u>の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要がある場合において、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> |

第7条 削除

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第14条

2

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間

(13) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関

(休息时间)

第7条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、規則で定める基準に従い休息時間を置くものとする。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第14条

2

(2) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間

(13) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間

係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日(再任用短時間勤務職員にあっては16時間)の範囲内においてその都度必要と認める期間

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 春日部市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。
  - 次の表中、改正後の欄の条又は号(以下「改正後の条等」という。)に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。
  - 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、<u>第17条、第18条第3項</u>並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は<u>疾病</u>により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)<u>及び第17条</u>並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は<u>病気</u>により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める</p> |

特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

#### 第11条

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

#### 第16条

|         |      |  |
|---------|------|--|
| 第12条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7時間45分</u> に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に |
|---------|------|--|

特別の事情は、配偶者が負傷又は病気により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

#### 第11条

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じることとする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

#### 第16条

|         |      |   |
|---------|------|---|
| 第12条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8時間</u> に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分 |
|---------|------|---|

100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条の3 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。